

1. 議事日程（令和6年第3回北広島町議会定例会）

令和6年9月5日
午前10時開会
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	報告第10号	専決処分の報告について (事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)
日程第5	報告第11号	専決処分の報告について (草刈作業中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)
日程第6	報告第12号	専決処分の報告について (草刈作業中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)
日程第7	報告第13号	令和5年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第8	報告第14号	放棄した債権の報告について
日程第9	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度北広島町一般会計補正予算(第3号))
日程第10	議案第52号	令和5年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第11	議案第53号	令和5年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12	議案第54号	令和5年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13	議案第55号	令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14	議案第56号	令和5年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第15	議案第57号	令和5年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	議案第58号	令和5年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17	議案第59号	令和5年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第18	議案第60号	令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19	発議第9号	決算審査特別委員会の設置について
日程第20	議案第61号	北広島町工場立地法地域準則条例
日程第21	議案第62号	北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

		用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
日程第22	議案第63号	北広島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
日程第23	議案第64号	北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第24	議案第65号	北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第25	議案第66号	北広島町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第26	議案第67号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第27	議案第68号	令和6年度北広島町一般会計補正予算（第4号）
日程第28	議案第69号	令和6年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第29	議案第70号	令和6年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第30	議案第71号	令和6年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第1号）
日程第31	議案第72号	令和6年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第1号）
日程第32	議案第73号	令和6年度北広島町診療所特別会計補正予算（第1号）
日程第33	議案第74号	令和6年度北広島町下水道事業会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 亀 岡 純 一	2 番 伊 藤 立 真	3 番 敷 本 弘 美
4 番 中 村 忍	5 番 佐々木 正 之	7 番 美 濃 孝 二
8 番 梅 尾 泰 文	9 番 伊 藤 淳	10 番 服 部 泰 征
11 番 宮 本 裕 之	12 番 湊 俊 文	

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	箕 野 博 司	副 町 長	畑 田 正 法	教 育 長	増 田 隆
芸北支所長	村 竹 明 治	大朝支所長	矢 部 芳 彦	豊平支所長	熊 谷 忠 明
危機管理課長	川 手 秀 則	総 務 課 長	中 川 克 也	財政政策課長	国 吉 孝 治
管 財 課 長	高 下 雅 史	まちづくり推進課長	小 椿 治 之	税 務 課 長	植 田 優 香
町民保健課長	迫 井 一 深	福 祉 課 長	細 居 治	こども家庭課長	芥 川 智 成
環境生活課長	出 廣 美 穂	農 林 課 長	宮 地 弥 樹	商工観光課長	大 本 賢一郎
建 設 課 長	竹 下 秀 樹	消 防 長	笠 道 宏 和	教 育 課 長	植 田 伸 二
会計管理者	大 畑 紹 子				

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江

議会事務局長補佐 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。先の議会運営委員会において、省エネ、節電対策の取組の一環として、本議会における服装をクールビズにすることとしております。暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。また、議場内でのマスクの着用は自由としております。本会議における提案説明や質疑、答弁を行う際はマイクを立ててからはっきりと発言するように努めてください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回北広島町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湊俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、服部議員、11番、宮本議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（湊俊文） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日9月5日から24日までの20日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から9月24日までの20日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（湊俊文） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告は配付しておりますとおりです

が、その中から１点ほど申し添えておきます。８月７日、８日に町長、関係職員とともに北海道北広島市における行政視察を行い、北広島市長への表敬訪問をいたしました。両市町ともに北広島を「きたひろ」と言っております。北広島町合併２０周年を機とした北広島市との友好交流が進められることを願っております。次に、本定例会までに受理した請願・陳情は、配付しております請願・陳情受付簿のとおりです。会議規則第９２条の規定により、所管の常任委員会に審査の付託をいたします。次に、地方自治法第２３５条の２第３項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。あらかじめ配付したとおりです。朗読は省略いたします。以上で、議長報告を終わります。次に町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは行政報告をいたします。行政報告の４ページ、総務課の関係ですが、お願いします。物価高騰対応重点支援給付金ということで、令和５年度住民税均等割課税世帯支援給付金としてから記載のとおり給付をしておるところでございます。８月２１日現在の数字を上げさせていただいております。続いて危機管理課の関係であります。７ページをお願いします。防災講習、出前講座でありますけれども、６月、７月で６回開催をしております。参加者が３００人弱ということで、多くの方に学んでいただいたところであります。その下、消防団の関係でありますけれども、水防工法訓練ということで、６月に大佐スキー場のほうで消防団員１４７名が集まって訓練を行ったところであります。９ページをお願いします。財政政策課の関係であります。広島広域都市圏協議会の活動を記載をしております。いろいろと会議等、協議会を開催をさせていただいているところであります。１３ページ、まちづくり推進課の関係です。定住促進事業として空き家情報バンクを行っておりますけれども、新規登録物件数が１７件、それから５月から７月の間の成約件数が１０件ということで成果を上げているところあります。１６ページをお願いします。北広島町まちづくり会社はなえーるの関係でありますけれども、訪問事業者２８社、ふるさと納税掲載依頼等行っているところあります。一番下に書いてありますが、北広の匠事業認定ということで８月に行っております。この取組は、商工会、観光協会、はなえーるが連携をして実施をしているものであります。１８ページ、町民保健課の関係です。元気づくり推進事業ということで、元気リーダーコース４月から７月にかけて、６２会場で延べ参加人員数が９０１５人ということで頑張らせていただいております。福祉課の関係であります。２０ページ、一番下ですけども、認知症総合支援事業ということで、町内６会場で５月から７月にかけて、合計の延べ参加人員が６００名弱ということで、こちらのほうも頑張って開催をさせていただいております。次にこども家庭課の関係です。２３ページをお願いします。母子保健事業でありますけれども、記載のとおり、２３ページから２６ページにかけて記載しておりますけれども、多くの相談等実施をしておるところであります。必要とされる方も多く、役立っていると感じているところあります。環境生活課の関係であります。２８ページをお願いします。カーボンニュートラル推進事業ということで、脱炭素先行地域ということで、６月２８日に計画書を環境省のほうへ提出をいたしました。以来、環境省ヒアリングが７月１２日、８月６日、８月３０日と行われて、それに対応してきておりますが、まだ結論は出ておりません。次に農林課の関係であります。３０ページです。水稻の作付計画ということで、１８７７．５ｈａという集計になっております。７ｈａ昨年よりは減っておりますが、ほぼ昨年同等の数字となっております。その下に水田活用直接支払交付金に係る作付計画面積ということで、加工用米の面積あるいは飼料用米等の面積が書いてありますが、

これも合計では昨年とほぼ同等の面積の消化ということになっておりますが、WCSが昨年より9ha減って、米粉用米が17ha程度増えているというような状況でございます。商工観光課の関係です。34ページ、35ページ、36ページとありますけども、北広島町農山村体験推進事業であります。受入れ家庭がコロナ禍でかなり減ってきたということもありまして、今、受入れ家庭頑張らせていただいております。これからもしっかり伸ばしていきたい事業でもあります。受入れ家庭を増やしたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。私からの報告は以上です。教育委員会関係につきましては、教育長から報告をいたします。

○議長（湊俊文） 増田教育長。

○教育長（増田隆） 続いて、教育委員会から教育行政について報告いたします。39ページをお開きください。学校教育活動では、5月27日、山県教科用図書採択地区選定委員会・協議会を開催し、来年度の中学校使用図書の選定を行っています。7月29日、いじめ問題対策連絡協議会を、8月6日、いじめ問題対策委員会を開催しています。8月2日には、4月に着任をされた広島県教育委員会篠田智志教育長をお招きして、まちづくりセンターで町内の小中高の全部の教職員209名の参加で、北広島町全員研修会を開催しています。8月20日、第1回町初任者研修会を開催し、今年度の初任者9名が参加しました。40ページをお開きください。大朝小・新庄小統合準備委員会を6月13日と8月5日に開催し、来年度からの学校統合に向け準備を進めております。41ページをお開きください。安心・安全な学校施設では、昨年来取り組んでおりました北広島町学校給食センターの新築工事が完了し、8月6日に竣工式を開催いたしました。ありがとうございました。ふるさと夢プロジェクト事業で6月19日から7月12日にかけて、5年生の町内民泊事業を実施しました。ホストタウン事業では、7月9日、元在ドミニカ共和国大使館牧内大使の講演を、42ページでは、8月5日に駐日ドミニカ共和国大使館高田ロバート大使が表敬訪問され、交流を行っています。図書館運営事業、文化財保護管理事業、収蔵庫等管理運営事業、芸北高原の自然館事業では、それぞれ各行事を多くの方のご参加をいただき、開催をしております。以上、教育委員会から教育行政の報告を終わります。

○議長（湊俊文） 以上で、町長、教育長の行政報告を終わります。これをもって、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第10号 専決処分の報告についてから

日程第6 報告第12号 専決処分の報告について

○議長（湊俊文） 日程第4、報告第10号、専決処分の報告についてから、日程第6、報告第12号、専決処分の報告についてまでを一括議題とします。以上、3件について報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第10号から報告第12号につきまして一括して概要を説明します。議案集の4ページをお願いします。報告第10号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて

専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。議案集の6ページをお願いします。報告第11号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、草刈り作業中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。議案集の8ページをお願いします。報告第12号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、草刈り作業中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 報告第10号、専決処分の報告について、専決処分第6号についてご説明いたします。専決処分。1、相手方の住所及び氏名は、記載のとおりです。2、事故の概要、令和6年2月23日午後1時10分頃、部活動のための送迎のため、相手方敷地内の駐車スペースで後退中、街路灯へ衝突し、損壊させた。3、和解内容、（1）本件事故についての過失割合を町10、相手方ゼロとし、町は下記4の額を賠償する。（2）町及び相手方は、今後一切本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。4、損害賠償額、19万5000円。内容は、街路灯の修繕費です。続きまして、報告第11号、専決処分第7号についてご説明いたします。1、相手方の住所及び氏名は、記載のとおりです。2、事故の概要、令和6年5月31日午後1時頃、北広島町立壬生小学校敷地において学校管理者が草刈り作業中、駐車場に停車中の相手方所有の自家用車の後方ガラスを損壊させた。3、和解内容、（1）町は相手方に対し、損害賠償として9万9770円の支払義務があることを認め、これを支払う。（2）町及び相手方は、今後一切本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。4、損害賠償額、9万9770円。内訳は、後方ガラスの修繕費でございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 報告第12号、専決処分の報告につきまして総務課からご説明申し上げます。議案集9ページお願いいたします。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分第9号のとおり、草刈り作業中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、令和6年8月26日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。内容についてご説明をいたします。1、相手方の住所及び氏名は、記載のとおりでございます。2、事故の概要は、令和6年7月24日午後3時45分頃、北広島町役場大朝支所駐車場において職員が草刈り作業中、駐車場に停車中の相手方所有の自家用車の右側面ガラス及びドアを損壊させたものでございます。3、和解内容は、（1）町は相手方に対し、損害賠償として30万7846円の支払義務があることを認め、これを支払う。（2）町及び相手方は今後一切、本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。以上2点でございます。4、損害賠償額は30万7846円で、内訳は、右側面ガラス及びドアの修理費と修理期間中の代車費用でございます。以上で報告を終わります。

○議長（湊俊文） 3件についてこれより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾であります。駐車してあった所の街路灯の事故については了解をするわけですが、草刈り作業中において、もう何度もこの場で専決をしてきておるんですけども、学校の奉仕作業であつたり、学校の教職員であつたりという方たちが草を刈る際、

駐車している車に小石が飛んだのかどうか分かりませんが、そういうものが車のガラス等を破損するということが本当に頻繁に起こっているわけです。そこで、やはりそういうことをなくしていこうという努力はされておられると思いますけれども、まず、壬生小の場合は昼間でございますから、奉仕作業ではないだろうなというふうに思いますので、もう少し詳しくお伝えしたいのと、それから、その次の報告であります、それも業者さんが役場の駐車場に止めておられる自動車の破損ですが、それらも止める側に責任があったのか、草を刈る側に責任があったのか、あるいは草刈り機もチップソーという草刈りの用具と、それからチップソーではなくて、ひものやつもあるんですけども、そういうふうなことの工夫もいろいろ考えてできることがないかなと。あまりにもこういう案件が多いということで、今後どうするのかということも含めてお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 報告第11号の学校でのガラスの破損でございます。これは学校教職員が職員の代車なんですけれども、草刈り作業中に、草刈りをして小石が飛んでしまってガラスを破損させたというものです。議員ご指摘のとおり、これまでも何回か発生しております。再発防止はしっかりと徹底するんですけども、今年度から、学校の教職員が草刈り作業を担う機会を減らすために、町で草刈り作業の予算を計上しまして、こういった教職員のミスをなくすということ、あとこれについて、どうしても行う際にはとにかく安全を配慮して、徹底的にこういったこと起こさないということ再度確認しておりますし、これからも徹底しまして、こういったことがないようにしっかりと努めてまいりたいと思います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 報告第12号の件でございますけれども、こちらは大朝支所の駐車場ということで、大朝支所の職員が敷地内の草刈りをしておりました。使用した機械につきましてはチップソーでということでございますが、車がある程度遠くに離れていたのも大丈夫だろうということで実施したということをお聞きしておりますが、実際破損させたということで今後庁舎内の連絡調整会議のほうでも、各管理職のほうへこういったことのないようにもう一度徹底するように指示しておりますし、草刈りで近くに車とか、それ以外の損壊をさせる可能性のあるものがある場合には、そういった養生をしっかりとやるような対策を取って、今後このようなことがないようにしっかりと注意していきたいと思います。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありますか。1番、亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 1番、亀岡です。報告第10号についてお伺いします。これ損害賠償額が19万5000円、過失割合10対0で、町の過失ということで、かなり街路灯に対してぶつけたんだろうなということが思われるんですが、この損害賠償額の内訳が街路灯の修繕費ということになってますが、車のほうの修繕費はどういうふうになってるんでしょうか。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） この事故に関しては、駐車スペースで後退時に街路灯にマイクロバス、夢プロバスですね。それがぶつけてしまったということであります。バスのほうは大きな被害がなく修繕しております。以上です。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありますか。10番、服部議員。

○10番（服部泰征） 10番、服部です。これは同じ10号なんですけど、乗られててゴーンといった感じなんですか。けがとかもなかったんですか。その辺だけちょっと確認したいです。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 中学校の部活の練習試合で行っておったものなんですけれども、生徒はもう車両から出ておりまして、その移動の際に運転手だけ乗車しておった状況でございます。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第10号、専決処分の報告についてから、報告第12号、専決処分の報告についてまでの報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 報告第13号 令和5年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（湊俊文） 日程第7、報告第13号、令和5年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案集の10ページをお願いします。報告第13号、令和5年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 報告第13号、令和5年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により財政政策課からご報告を申し上げます。なお、同法律に基づきまして、監査委員の審査を受けました結果は、別紙審査報告書のとおりでございますので、併せてご覧いただければと思います。まず、健全化判断基準項目及び本町における早期健全化基準についてご説明をいたします。実質赤字比率でございますが、普通会計の赤字比率を示すもので13.42%、連結実質赤字比率でございますが、全会計の赤字比率を示すもので18.42%、実質公債費比率は、公債費に係る一般会計等負担額を示すもので25.0%、将来負担比率でございますが、第三セクターを含めた債務額、負債額を示すもので350.0%であり、この4項目のうち1項目でも基準以上である場合、早期健全化団体として財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力によりまして財政健全化を図ることが求められております。また、将来負担比率を除く、さらに別に設定されております財政再生基準の3項目、これは実質赤字比率が20%、連結実質赤字比率が30%、実質公債費比率が35%でございますが、このうち1項目でも基準以上である場合、財政再生団体として財政再生計画を策定し、国などの関与により確実な再生を図らなければなりません。本町の数字を申し上げます。まず、実質赤字比率でございますが、普通会計において実質収支が黒字であったことから該当しておりません。次に連結実質赤字比率でございますが、こちらも普通会計及び特別会計の全会計を連結した実質収支が黒字であったことから、こちらについても該当しておりません。次に実質公債費比率でございます。数値は12.2%で基準未満であり、前年度より0.7ポイント改善をしております。次に、町の全会計に一部事務組合及び第三セクターを含めた全負債額の比率である将来負担比率でございます。こちらは数値としては37.0%で基準未満であり、前年度より10.1ポイント改善をしております。続いて公営企業の資金不足比率についてご説明いたします。この

比率は公営企業会計における資金不足について、その事業の規模に対する比率を表すものでございますが、本町では下水道事業特別会計など3会計の決算において資金不足はございませんでした。以上、本町においては、早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、資金不足比率も不足額を生じていないこと、いわゆる健全な財政状況であることをご報告いたします。しかしながら今後も住民ニーズや施策課題への対応、近年の価格高騰への対応など、現在直面している社会情勢に対応していく必要がございます。こうしたことを踏まえながらも、引き続き健全で計画的な財政運営に努めてまいります。また、この結果につきましては、広報紙やホームページ等で公表いたします。以上で、財政政策課からの報告を終わります。

○議長（湊俊文） 本件についてこれより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第13号、令和5年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 報告第14号 放棄した債権の報告について

○議長（湊俊文） 日程第8、報告第14号、放棄した債権の報告について、報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第14号につきまして概要を説明します。議案集の11ページをお願いします。報告第14号、放棄した債権の報告について、北広島町債権管理条例第15条第1項の規定により、町の非強制徴収債権を放棄したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 報告第14号、放棄した債権の報告についてにつきまして、税務課からご報告いたします。議案集の11、12ページをご覧ください。令和5年度中に債権管理条例に基づき放棄しました債権は、きたひろネット利用料で2件4万1645円です。放棄した債権は時効期間が満了しており、債務者の所在不明により納付折衝ができないなどの理由により回収の見込みのない債権でございます。このたびの債権放棄につきましてご理解をお願いいたしまして報告とさせていただきます。

○議長（湊俊文） 本件についてこれより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾でございます。きたひろネットの利用料の放棄した債権でありますけれども、時効によって、これが成立しているんだろうというふうに思いますが、トータルの金額は書かれておりますが、何か月分ぐらいのトータルで、まず、平成29年度が2万5170円、平成30年が1万6475円、月数はどうなってますか。件数というのは2件とありますが、2人ということではないんだろうと思いますが、その件数の持つ意味も併せてお願いします。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） まず、件数でございますが、2件は2人でございます。29年度が4か月分、30年度が3か月分でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

す。これで報告第14号、放棄した債権の報告について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（湊俊文） 日程第9、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。  
本件について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは承認第2号につきまして概要を説明します。議案集の13ページをお願いします。承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度北広島町一般会計補正予算第3号につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、町議会の承認を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきまして、財政政策課からご説明申し上げます。承認第2号、令和6年度一般会計補正予算第3号でございます。本補正予算は、令和6年4月臨時会において予算のご承認をいただきました定額減税調整給付金につきまして追加が必要となり、国の新たな経済に向けた給付金、定額減税一体措置の趣旨の一つであります「迅速、できる限り早期に開始」を受けまして、受給対象者の方へできる限り迅速に給付を行うため、令和6年度一般会計補正予算第3号として編成を行い、令和6年7月10日付で専決処分をしたものでございます。令和6年度予算書一般会計補正第3号をご覧ください。今回の補正におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5400万円を追加し、予算の総額を161億5100万円としたものでございます。歳入歳出補正予算事項別明細書8ページ、9ページをご覧ください。歳出は、2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、定額減税調整給付金5400万円を追加し、その財源としまして、予算書の6ページ、7ページになります。歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を全額充当したものでございます。以上で、財政政策課から、承認第2号、専決処分の承認を求めることについての説明を終わります。ご承認のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、服部議員。

○10番（服部泰征） 10番、服部です。金額が5400万円、かなり大きいですが、先ほどちょっと言われたんですが、もう結構大きい金額がまた7月にこれだけあったということで、もうちょっと詳しく、なぜこのぐらい大きい金額になったのか、もうちょっと詳しくお伺いしたいです。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） この補正予算につきましては、先ほど申し上げましたとおり、4月に臨時会においてご承認いただいているものでございます。その時の積算の方法としまして、全額国の交付金を活用して実施をするという趣旨から、国の積算、いわゆる試算の金額をベースに金額を算出して、補正予算という形で、4月の臨時会で提案をさせていただいてご承認い

ただいたものでございます。その後、４月終わって本年度の課税情報が出た段階で、改めて国のほうから変更の金額というものが示されております。この変更の金額に合わせた形、金額としてはかなり大きな額になっておりますが、国の金額に合わせた形ということで今回、補正予算をさせていただき、また、できるだけ迅速に給付という趣旨を鑑みまして、専決処分という形を取らせていただいたというような状況でございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○１０番（服部泰征） 国の金額が変更になったということで、金額の変更で、対象の人数が増えたわけではないということで良いんですかね。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 細かい話になってくるんですが、例えば、今回の対象のものというのは、定額減税の、定額減税で引き切れなかった方というのが基本対象になると考えてます。なので年度が代わることによって、課税情報というのは当然変わってまいります。その課税情報を新しい形、最初の段階で国がどういった試算をされているかというのは正直把握をしておりますが、新しい課税情報を基に算出されたものというふうに考えておりますので、件数が増えたとかという形になります。個人個人への金額が増えたものではございません。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。１番、亀岡議員。

○１番（亀岡純一） １番、亀岡です。これが専決されたのが７月１０日付になってますけども、６月議会では間に合わなかったから、そうされたんだと思うんですが、その辺のところの説明をお願いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） スケジュール感の話だと思います。６月議会の最中にこの情報というものは、実際、金額的なところまでという情報は町のほうに入ってきておりませんでした。ですので補正予算を組んで専決処分、７月１０日でという形で整理をさせていただいたものでございます。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第２号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。本件について承認することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、承認第２号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第１０ 議案第５２号 令和５年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから

日程第１８ 議案第６０号 令和５年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第１０、議案第５２号、令和５年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第１８、議案第６０号、令和５年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの決算認定関係９議案を一括議題とします。以上、９議案について

て提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案集の１５ページから２３ページまでをお願いします。議案第５２号、令和５年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第６０号、令和５年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの９会計の決算認定議案について説明します。本案は、地方自治法第２３３条第３項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものであります。

○議長（湊俊文） これで提案理由の説明を終わります。次に、令和５年度北広島町一般会計及び特別会計の決算審査９件について、山根代表監査委員から審査結果及び監査意見の報告を受けます。山根代表監査委員。

○代表監査委員（山根千昭） 代表監査委員の山根でございます。令和５年度北広島町決算審査報告を行います。先に町長より依頼がありました令和５年度北広島町各会計の歳入歳出決算審査につきましましては、去る７月２６日から８月２日までの間で実質６日間、森脇監査委員とともに審査を行いました。審査結果につきましましては、お手元にお配りしております北広島町決算審査意見書のとおりであります。審査の手續と結果につきましましては、町長より提出された各会計決算書並びに財産に関する調書に関して関係法令に適合して調整されているか否かについて、その関係帳簿と照合し、併せてその予算執行状況について関係各課より説明をいただき、審査を行いました。審査の結果でございますが、令和５年度北広島町各会計歳入歳出決算９件につきましましては、関連法令に準拠し、調整されており、いずれも誤りのないものと認められました。意見書の２ページから８ページまでは決算書に係る総括意見を掲げています。９ページ以降は、一般会計の歳入歳出予算執行状況、２１ページ以降は、特別会計、事業会計の予算執行状況について掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。また、令和５年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告につきましても併せて提出しておりますので、申し添えておきます。以上をもちまして、監査委員の令和５年度北広島町決算審査報告とさせていただきます。令和６年９月５日、北広島町代表監査委員山根千昭。

○議長（湊俊文） これをもって山根代表監査委員の報告を終わります。山根代表監査委員、森脇監査委員には夏の大変暑い時期に長期にわたり審査をしていただき、大変お疲れさまでした。なお、決算認定関係９議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第１９ 発議第９号 決算審査特別委員会の設置について

○議長（湊俊文） 日程第１９、発議第９号、決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。先ほど町長より提案がありました令和５年度北広島町決算認定関係９議案については、先の議会運営委員会で協議が行われ、決算審査特別委員会を設置し、審査を付託するよう決定されました。したがって、議長を除く議員全員による決算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、令和５年度北広島町決算認定関係９議案については、議長を除く議員全員による決算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定いたしました。なお、決算審査特別委員会委員長に１０番、服部議員、副委員長に９番、

伊藤淳議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会委員長に１０番、服部議員、副委員長に９番、伊藤淳議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第２０ 議案第６１号 北広島町工場立地法地域準則条例から

日程第２５ 議案第６６号 北広島町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第２０、議案第６１号、北広島町工場立地法地域準則条例から、日程第２５、議案第６６号、北広島町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までの６議案を一括議題とします。以上、６議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第６１号から議案第６６号につきまして一括して概要を説明します。議案集２４ページをお願いします。議案第６１号、北広島町工場立地法地域準則条例について説明します。本案は、工場立地法について、従来参照してきた県の条例が令和６年３月をもって廃止されることに伴い、条例の制定について町議会に提案するものです。議案集の２７ページをお願いします。議案第６２号、北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の３０ページをお願いします。議案第６３号、北広島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、地方税の課税免除または不均一課税に伴う減収補填措置の適用期限の延長等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の３２ページをお願いします。議案第６４号、北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の３５ページをお願いします。議案第６５号、北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、介護保険法施行規則等の改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の３８ページをお願いします。議案第６６号、北広島町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、介護保険法施行規則等の改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 議案第６１号、北広島町工場立地法地域準則条例につきまして、商工観光課よりご説明いたします。本条例につきましては、都市計画法で定める工業地域等に

において、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、緑地の面積の敷地面積に対する割合及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合について定めるもので、表にありますとおり、準工業地域におきましては、緑地面積率100分の15以上、環境施設面積率100分の20以上、工業地域等におきましては、緑地面積率100分の10以上、環境施設面積率100分の15以上と規定するものでございます。条例制定の理由としましては、これまで適用してきました広島県準則条例が令和6年3月に廃止され、令和7年3月をもって経過措置期間も満了となることに伴い、工場立地法第4条2の規定に基づき、本町が条例により独自の地域準則を定めるものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 議案第62号、北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例につきまして、総務課からご説明申し上げます。議案集の27ページをお願いいたします。本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の一部改正につきまして町議会に提案するものでございます。改正内容についてご説明いたします。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の中で、個人番号の利用につきまして、利用できる事務の範囲を定めた別表1と他の自治体との情報連携を行える事務の範囲を定めた別表2、この2つの表を別表に一本化し、現行よりも迅速な事務手続を可能とするものでございます。併せて用語の定義の追加や引用する規定の修正等、所要の規定の整理を行うものでございます。これでご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 議案第63号、北広島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、税務課からご説明申し上げます。この条例は、過疎地域において製造業、旅館業などにおいて事業者が対象資産を取得した場合に固定資産税の課税を免除する内容について規定したものです。現行の条例は、適用期限を令和6年3月31日までとしておりましたが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令について適用期限の延長に係る改正が行われたことから、同条例においても適用期限を延長する改正を行うものです。改正箇所は、附則の施行期日において、令和6年4月1日から適用し、条例の失効を令和9年3月31日に改正しております。以上がこのたびの改正の内容でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 議案第64号、北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、町民保健課からご説明申し上げます。議案集の32ページをお願いします。今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日が令和6年12月2日に定められたことに伴い、国民健康保険法が一部改正されることによるものになります。改正箇所は、第11条に規定する内容を改正するもので、現行の被保険者証は、令和6年12月2日以降発行されなくなることに伴う改正になります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 議案第65号、北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。議案第66号、北広島町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、福祉課からご説明いたします。最初に議案集35ページをお願いします。今回提案させていただきました一部改正条例は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行により、関係省令の一部改正が行われ、地域包括支援センター運営協議会の定義規定が変更となったため、本条例の一部を改正するものです。続きまして、議案集38ページをお願いします。本条例の一部改正条例も同様に関係省令の一部改正が行われ、地域包括支援センター運営協議会の定義規定の変更及び地域包括支援センターの職員の員数の規定が変更となったため、本条例の一部を改正するものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、6議案については、後日、審議採決を行います。ここで暫時休憩を取ります。11時20分までといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 09分 休憩

午前 11時 20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第67号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（湊俊文） 再開します。日程第26、議案第67号、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集41ページをお願いします。議案第67号、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について説明します。本案は、被保険者証の廃止に伴い、広島県後期高齢者医療広域連合の規約を変更するため、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 議案第67号、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、町民保健課よりご説明申し上げます。議案集の41ページをお願いします。変更内容は、別表第1中、被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改めるもので、令和6年12月2日からの被保険者証の廃止に伴い、広域連合規約の変更を行うものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、本案については、後日、審議採決を行います。

日程第 2 7 議案第 6 8 号 令和 6 年度北広島町一般会計補正予算（第 4 号）から

日程第 3 3 議案第 7 4 号 令和 6 年度北広島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（湊俊文） 日程第 2 7、議案第 6 8 号、令和 6 年度北広島町一般会計補正予算第 4 号から、日程 3 3、議案第 7 4 号、令和 6 年度北広島町下水道事業会計補正予算第 1 号までの 7 議案を一括議題とします。以上、7 議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、令和 6 年度補正予算の概要について一括して説明します。令和 6 年度補正予算書の 3 ページをお願いします。議案第 6 8 号、令和 6 年度北広島町一般会計補正予算第 4 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 4 9 0 0 万円を追加し、予算の総額を 1 6 6 億円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、定期接種となった新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施のほか、研修宿泊センターグリーンヒルおおさ大規模改修事業の実施、町道等除雪による町内生活道路等の安全確保、エネルギー価格高騰対策事業の追加に係る費用などを計上しております。なお、人件費につきましては、4 月の人事異動などによる各会計間、予算科目間で所要の調整を行っております。また、第 2 表には地方債補正を目的別に計上しております。次に補正予算書の 6 1 ページをお願いします。議案第 6 9 号、令和 6 年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 0 0 万円を追加し、予算の総額を 2 2 億 3 4 0 0 万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、財政調整基金への積立て及び人事異動による職員給与費の調整などを計上しております。次に補正予算書の 7 5 ページをお願いします。議案第 7 0 号、令和 6 年度北広島町介護保険特別会計補正予算第 1 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 1 0 0 万円を追加し、予算の総額を 3 1 億 4 0 0 0 万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、介護給付費準備基金への積立て及び国費等の返還金などを計上しております。次に、補正予算書の 8 9 ページをお願いします。議案第 7 1 号、令和 6 年度北広島町電気事業特別会計補正予算第 1 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額は変更しませんが、歳入予算においては繰越金の計上による調整を行い、歳出予算においては職員手当等の調整などを計上しております。次に、補正予算書の 1 0 1 ページをお願いします。議案第 7 2 号、令和 6 年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第 1 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額は変更しませんが、歳入予算において繰越金の計上による調整を行っております。次に、補正予算書の 1 0 7 ページをお願いします。議案第 7 3 号、令和 6 年度北広島町診療所特別会計補正予算第 1 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 0 0 万円を追加し、予算の総額を 1 億 6 9 0 0 万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、人事異動による職員給与費の調整及び新型コロナワクチンの定期接種に向けたワクチン購入費などを計上しております。続きまして、北広島町下水道事業会計補正予算書第 1 号の 1 ページをお願いします。議案第 7 4 号、令和 6 年度北広島町下水道事業会計補正予算第 1 号です。本案は、収益的収入において既決の収入予定額から 1 3 2 万円を減額し、収入予定額を 1 0 億 1 2 5 0 万 3 0 0 0 円とし、収益的支出において既決の支出予定額から 2 0 3 万 6 0 0 0 円を減額し、支出予定額を 1 0 億 2 2 0 8 万 7 0 0 0 円とするものです。また、第 3 条で地方公営企業法施行令第 4 条第 4 項の規定により、当該年度に属する

債権及び債務として整理する特例的未収金及び未払金の金額をそれぞれ８１０万８０００円及び４５６９万６０００円に改めるものです。今回、予算補正を行う主な内容は、固定資産の減価償却費の減額を計上しております。以上、各会計の詳細につきましては、各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議案第６８号、令和６年度北広島町一般会計補正予算第４号につきまして、財政政策課からご説明申し上げます。資料の令和６年度９月補正予算の概要及び主要施策をお願いいたします。今回の補正におきましては、一般会計の補正額は４億４９００万円の増額補正、補正後の予算額は１６６億円となります。編成上のポイントとしましては、研修宿泊センターグリーンヒルおおさ大規模改修事業の実施、定期接種となった新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施、町道等の除雪による町内生活道路等の安全確保、エネルギー価格高騰対策事業の追加などがございます。本表下段には、一般会計、特別会計の当初予算からの補正の状況、累計額などを掲載しております。次ページの３、９月補正予算「主要施策等一覧表」をご覧ください。今回、補正を行う主な事業につきまして、第２次北広島町長期総合計画改訂版の施策分野に沿って記載しております。なお、表中右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。それでは、内容についてご説明いたします。施策分野Ⅰ、活力ある産業の創造と成長では、農地利用集積事業における機構集積協力金の増１０２７万１０００円、中山間地域等直接支払制度におけるシステムデータ反映業務委託料等の増４１８万９０００円、有害鳥獣駆除事業における捕獲報償費の増３３１万円、環境貢献林整備事業補助金等の増８３４万４０００円、千代田工業団地等管理事業における団地内維持修繕工事請負費等の増６２４万３０００円の追加などを。施策分野Ⅱ、にぎわいと活気に満ちたまちづくりでは、芸北オークガーデン運営事業における薪ボイラー修繕料２４４万２０００円、研修宿泊センター運営費におけるグリーンヒルおおさ大規模改修工事設計業務委託料等の増４０６万８０００円、古保利薬師トイレ洋式化工事請負費等の増１４４万円の追加などを。施策分野Ⅲ、安心して元気に暮らせる地域の創出では、医療従事者育成奨学金の増２７０万円、新型コロナワクチン予防接種委託料等５６１５万９０００円の追加などを。施策分野Ⅳ、生活基盤の強化・強靱化では、生活用水取水施設整備事業補助金の増４２０万円、小規模崩壊地復旧工事請負費の増等５１７万４０００円、町道等除雪委託料等の増１億５２６６万４０００円、河川維持修繕工事請負費の増１３３０万円、農地災害復旧工事請負費等７９６万３０００円の追加などを。施策分野Ⅴ、住民のための行財政運営では、庁舎１階相談室改修工事請負費等１７２２万３０００円、財政調整基金積立金１億３０００万円の追加などを。またその他、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する事業として、４月補正において予算化しました畜産振興対策事業における飼料等価格高騰対策支援金の精算による減１４９万８０００円を、そして新たに指定管理施設への支援として、エネルギー価格高騰対策支援金１３６６万２０００円の追加を計上しております。なお、この一覧表中に資料と記載しております事業につきましては、事業目的、事業概要などの説明資料を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。次に、補正予算書第２表、地方債補正をお願いいたします。臨時財政対策債の借入限度額の確定に伴う減額、公共事業等債、災害復旧事業債、それと合併特例事業債、緊急自然災害防止対策事業債などの一般単独事業の追加、それから過疎対策事業債の減額により、補正後の借入限度額を総額で２１億８８４２万７００

0円とするもので、補正前より1812万8000円の増額となります。以上で、財政政策課からの説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 議案第69号、令和6年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号について町民保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書68ページ、69ページをお願いします。1款1項1目一般管理費33万6000円の減額と、1款2項1目賦課徴収費の3万4000円の増額は、人事異動等に伴う人件費の調整になります。5款3項1目総合保健施設事業費の102万3000円の減額は、職員の雇用形態の変更によるものです。次のページをお願いします。6款1項1目財政調整基金積立金を507万2000円増額します。8款1項3目保険給付費等交付金償還金125万3000円の増額は、令和5年度に概算払交付を受けた国庫支出金等の精算になります。次に歳入の事項別明細書66ページ、67ページをお願いします。3款1項1目保険給付費等交付金の65万7000円の減額と5款1項1目一般会計繰入金の66万8000円の減額は、歳出で説明しました人件費の財源更正になります。5款2項1目財政調整基金繰入金を1370万1000円減額し、6款1項1目その他繰越金は2002万6000円増額します。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 議案第70号、令和6年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号について福祉課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書、予算書82ページ、83ページをお願いします。1款1項1目一般管理費を1万3000円増額するものです。これは、地域密着型サービス運営委員会委員報酬及び費用弁償を増額するもので、委員会を臨時で開催したため予算が不足したことによるものでございます。4款3項1目総合相談事業費を6万6000円の増額及び4款3項3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費を6万8000円の増額、いずれも職員手当等の人件費の補正を行うものでございます。5款1項1目介護給付費準備基金積立金は3000万円を増額し、3027万1000円とします。これは、令和5年度事業確定に伴う精算によるものでございます。次のページ、予算書84ページ、85ページをお願いします。7款1項2目償還金は4348万7000円を増額するもので、これは、前年度の介護給付費、地域支援事業費等交付金の事業費精算によるものでございます。7款2項1目一般会計繰出金は653万9000円を増額し、前年度の一般会計から繰入金についての精算を行うものでございます。8款1項1目予備費82万7000円は、調整額です。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書、予算書80ページ、81ページをお願いします。7款1項4目低所得者保険料軽減繰入金879万4000円の減額は、歳出の補正に伴う公費等の負担割合分でございます。7款2項1目介護給付費準備基金繰入金は1125万8000円減額し、862万円とします。これは、令和5年度事業確定に伴う精算によるものでございます。8款1項1目繰越金は、介護保険特別会計繰越金を1億105万2000円増額し、1億105万3000円とするものです。これは、令和5年度が確定したことに伴う繰越金でございます。以上で、福祉課からの説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議案第71号、令和6年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号について、農林課から説明申し上げます。電気事業特別会計予算事項別明細書歳出、予算書96

ページ及び97ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理事業費につきましては、人事異動に伴います職員手当等の補正を計上しております。続いて歳入を説明いたします。事項別明細書歳入、予算書94ページ及び95ページをお願いいたします。3款2項1目基金繰入金につきましては、令和5年度繰越金の確定に伴いまして、基金繰入金の減額補正を行うものでございます。4款1項1目繰越金につきましては、令和5年度事業の繰越金を計上するものでございます。以上で、農林課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 議案第72号、令和6年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号について、管財課からご説明申し上げます。歳入の事項別明細書104ページ、105ページをお願いします。2款1項1目の芸北財産区基金繰入金について、実績に基づき23万1000円を減額するものです。3款1項1目の繰越金につきましては23万1000円を増額し、23万2000円とするもので、前年度からの繰越し実績によるものです。以上で、管財課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 議案第73号、令和6年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号について、町民保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書114ページ、115ページをお願いします。1款1項施設管理費については723万2000円を減額するもので、職員手当等の人件費の調整のほか備品購入費として28万9000円増額につきましては、八幡診療所医師住宅のエアコン費用を計上しております。2款1項医業費については、1目医療用機械器具費は財源更正のみで、3目医薬品費の661万2000円の増額はコロナワクチン購入費用になります。次に戻っていただきまして、112ページ、113ページをお願いします。1款1項4目その他診療収入については、114万円を増額するもので、これは、コロナワクチン接種費用の自己負担分でございます。1款2項1目諸検査等収入については、コロナワクチン接種費用として758万1000円を増額します。4款1項1目一般会計繰入金は雄鹿原診療所分を826万1000円減額します。5款1項1目繰越金を174万円増額するもので、内訳は、雄鹿原診療所が63万9000円、八幡診療所が110万1000円となります。7款1項1目病院事業債は80万円増額するもので、医療施設等設備整備事業補助金の減額交付決定によるものとなります。これに伴い、109ページの第2表地方債補正、病院事業債の借入限度額を190万円から270万円に増額しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 議案第74号、令和6年度北広島町下水道事業会計補正予算第1号について、環境生活課からご説明申し上げます。別冊の令和6年度北広島町下水道事業会計補正予算書第1号の1ページをお願いします。第2条、収益的収入及び支出の補正についてですが、令和6年度北広島町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を減額するものです。詳細については、2ページをご覧ください。令和6年度北広島町下水道事業会計補正予算実施計画にてご説明します。収入の部の1款2項3目長期前受金戻入を132万円の減額、続いて支出の部の1款1項4目減価償却費を203万6000円の減額をお願いするものでございます。当初予算では、長期前受金戻入額及び固定資産の減価償却費を見込みと

して計上しておりましたが、実際の額に合わせるためのものでございます。続いて、戻りまして1ページをお願いします。第3条、特例的収入及び支出の補正についてご説明します。当初予算第4条の2に定めている未収金及び未払金の額をそれぞれ810万8000円及び4569万6000円に改めるものです。当初予算では、特例的収入及び支出の額を見込みとして計上しておりましたが、実際の額に合わせるためのものでございます。以上で、環境生活課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、補正予算関係7議案については、後日、審議採決を行います。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、9月12日午前10時から一般質問の予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 48分 散 会

~~~~~ ○ ~~~~~